介護予防 • 日常生活支援総合事業

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)契約書別紙(兼重要事項説明書) <平成31年4月1日現在>

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0247-43-2154

(月 \sim 金 9:00 \sim 17:00)

担当 金澤靖子

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 塙町社会福祉協議会	
主たる事業所の所在地 〒963-5405 東白川郡塙町大字塙字材木町32番地		
代表者(職名・氏名) 会長 宮田 秀利		
設 立 年 月 日	昭和49年4月12日	
電 話 番 号	0 2 4 7 - 4 3 - 2 1 5 4	

2 塙町訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

ご利用事業所の名称	塙町指定訪問介護事業所		
サービスの種類	第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)		
事業所の所在地	〒964-5405 東白川郡塙町大字塙字材木町32番地		
電 話 番 号	0 2 4 7 - 4 3 - 2 1 5 4		
指定年月日 • 事業所番号	平成20年4月1日指定	0772900148	
	(福島県指令高2114-96号		
管理者の氏名	金澤 靖子		
通常の事業の実施地域	塙町		

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職種		人数	備考
管理者		1名(名)	介護福祉士
サービス提供責任者		6名(名)	介護福祉士
事務職員		名(名)	
従業者	介護福祉士	9名(名)	
者	1~2級修了者	1名(名)	

()内は男性再掲

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅 において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及 び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、 第1訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)を提供することを目的 とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、 入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行う サービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機
	能を高めるための介助や専門的な援助を行います。
身体介護	例)起床介助、就寝介助、排せつ介助、身体整容、食事介助、更衣介
	助、
	清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助など。
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います、
土伯饭即	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣服の整理など

[※] このほかのサービスもございます。お気軽に相談ください。

5 サービスの提供時間帯

	早 朝 7:00~8:00	通常時間帯 8:00~18:00	夜 間 18:00~20:00	その他 20:00~7:00
平日	0	0	0	×
土·日·祝日	0	0	0	×

6. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

7. 利用料金

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス 名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型 サービス I (1月につき)	週1回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・ 2)	11,680 円/月	1, 168	2,336 円	3,504 円
訪問型 サービス II (1月につき)	週2回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・要支援1・ 2)	23,350円/月	2,335 円	4,670 円	7,005 円
訪問型 サービス Ⅲ (1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた者(事業対象者・要支援2)	37,040円/月	3,704 円	7,408 円	11, 112
訪問型 サービス IV (1回につき)	1月の中で全部で4回までのサービスを行なった場合(事業対象者・要支援1・2)	2,660円	266円	532円	798円
訪問型 サービス V (1回につき)	1月の中で全部で5回~8回 のサービスを行なった場合 (事業対象者・要支援1・ 2)	2,700円	270円	540円	810円
訪問型 サービスVI (1回につき)	1月の中で全部で9回~1 2回のサービスを行なった 場合 (事業対象者・要支援2)	2,850円	285円	570円	855円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加算額			
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担 (1 割)	利用者負担 (2割)	利用者負担(3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した 場合	2,000円	200円	400円	600円

(注1) ※介護職員処遇改善加算Iとして利用料に13.7%が加算されます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する対象地塙町にお住いの方は無料です。 塙町以外の地域の方は、従業者がおたずねするための交通費の実費が必要です。

(3) キャンセル料

お客様の都合で、利用直前にサービス提供をキャンセルした場合は、キャンセル料を 頂くこともあります。

キャンセル料 1回 500円

(連絡先 電話 0247-43-2154)

(4) 支払い方法

月払い。銀行振り込み、現金集金のいずれかをご契約の際にお選びいただけます。 毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに銀行振り込み、郵 便振替、現金集金いずれか、契約の際にお選びいただいた方法で、お支払くださ い。お支払いいただきますと、領収証を発行します

(5) その他

① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、電気、ガス等の

費用は、お客様のご負担になります。

② サービス実施記録の複写物等の交付を受ける場合、1枚につき50円を実費と

ていただきます。

8. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

契約締結後、サービスの提供を開始します。介護予防ケアプランの作成を依頼している場合は、事前に包括支援センターへご相談下さい。

(2) サービスの終了

- ① お客様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合が ございます。その場合は、終了2週間前までに理由を明記した文書で 通知いたします。
- ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービス終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当 (自立) 又は要支援1,2 と認定された場合
 - ※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

④ その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に 反した場合、お客様ご家庭などに対して社会通念を逸脱する行為を 行った場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービス

を

終了することがっできます。

・ 利用者様がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、利用者様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させて頂く場合がございます。

9 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やか

に下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

	医療機関の名称	
利用者の主治医	医師名 所在地	
	電話番号	
	氏名(利用者との続	
緊急連絡先	柄)	
(家族等)		
	電話番号	

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター、等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 サービス内容に関する苦情

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

電話番号	0247-43-2154		
担当	主査 穂積裕子		
受付時間	月曜日~金曜日 午前9時~午後5時		
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する日、及び12月29日から翌年1月3日			
までを除く。			

(2) その他

名 称	住 所	電話番号
福島県国民健康保険団	福島市中町3-7	
体連合会		024-523-2743
塙町役場健康福祉課	東白川郡塙町大字塙字大町 3-21	
		0247-43-2115
第三者委員会(委託3		
名)		
福島県運営適正委員会	福島市渡利七社宮111	024-523-2943

- 12 定款の目的に定めた事業
 - (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4)(1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な 事業
 - (5) 保健医療、教育その他社会福祉と関する事業と連絡
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 居宅介護支援事業の経営
 - (8) 居宅介護等事業の経営
 - (9) 訪問入浴事業の経営
 - (10) 老人デイサービスセンター(塙町デイサービスセンター)の経営
 - (11) 介護予防支援事業の経営
 - (12) 障害者福祉サービス事業(塙町社会福祉協議会自立支援介護事業所)の経営
 - (13) 生活援護資金貸付事業
 - (14) 心配事相談事業
 - (15) 地域福祉基金
 - (16) 福祉サービス利用援助事業
 - (17) 地域包括支援センターの事業
 - (18) 介護予防·日常生活支援総合事業
 - (19) その他この法人の目的達成のための必要な事業

施設 • 拠点等

居宅介護支援1 カ所通所介護1 カ所訪問介護1 カ所訪問入浴介護1 カ所自立支援事業所1 ヵ所

塙町地域包括支援センター 1ヵ所

13 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。